

制定： 2017年10月 3日
改正： 2018年 3月 9日
改正： 2018年 6月22日
改正： 2018年 8月 1日
改正： 2018年 9月26日

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL)

ロゴマーク使用・管理規程



一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

序文

本規程は、下図の一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「協議会」という。）が管理運営する規格・認証スキームであるマリン・エコラベル・ジャパン（MEL）（以下「MEL」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合に、その使用者が遵守しなければならない条件及び使用者がロゴマークを利用する場合の手続き等を定める。



上図のロゴマークは、協議会が所有する商標登録であり、商標法によって保護される。協議会の許可なく、ロゴマークを使用することは許されない。なお、協議会は、管理運営規則6.3を満たす認証機関に対して、ロゴマークの通常使用権を許諾し、この認証機関がロゴマーク使用契約を締結する申請者にかぎり、通常使用権を許諾することができる。

商標登録の詳細は下記の通り。

商標登録 第5140153号（平成20年6月13日登録）

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

区分名	説明	例
【第14種】	主として、貴金属、貴金属製品又は貴金属を被覆した製品並びに一般に宝飾品及び時計を含む。	真珠， 宝玉用さんご
【第20種】	主として、家具及びそれらのための部品並びに木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品又はプラスチック製品を含む。	さんご， 真珠母（未加工又は半加工のもの）
【第29種】	主として、動物性食品及び野菜その他の食用園芸作物であって食用又は保存用の処理をしたものを含む。	食用魚介類（生きているものを除く。）， 加工水産物， カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物， 食用たんぱく等

【第30種】	主として、植物性食品であって食用又は保存用の処理をしたもの及び食品の香味を改良するための補助的な材料を含む。	茶、菓子及びパン、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ
【第31種】	主として、食用の処理をしていない陸産物及び海産物、生きている動植物及び飼料を含む。	釣り用餌，食用魚介類（生きているものに限る。），海藻類，飼料用たんぱく，飼料

注：この分類はコース国際分類に基づく。

（定義）

- 認証事業者：マリン・エコラベル・ジャパン（以下「MEL」という。）の生産段階認証、あるいは流通加工段階認証を取得した事業者
- 認証事業者以外の事業者：MELの生産段階認証、あるいは流通加工段階認証を受けていない事業者で、ロゴマークの使用を申請する者。具体的には下記のような事業者が例である。
 - ✓ 慈善団体や教育団体及びその他の非営利の非政府組織
 - ✓ 行政機関
 - ✓ マスメディア
 - ✓ 認証漁業を振興する漁業のマーケティング機関及び代表団体
 - ✓ 出版物の著者、出版会社
 - ✓ 認定機関、認証機関
- ロゴマーク使用者：協議会の許可を得て、ロゴマークを使用する者
- 認証水産物：MELの生産段階認証を受けた漁業により漁獲された水産物、あるいはそれを原料として製造された製品
- 非認証物：認証水産物以外の製品（水産物、非水産物を問わない。）

1. **（適用範囲）** 適用範囲は、全世界とする。

2. **（ロゴマーク使用の条件）**

2.1. **認証事業者がロゴマークを認証水産物に貼付する場合：**

- 2.1.1. 認証事業者は、ロゴマークを使用する製品が、認証水産物であることを確実にしなければならない。認証水産物と他の原材料の混合に関しては別途、付属書①で定める。
- 2.1.2. 認証事業者は、ロゴマークを使用する製品が、流通加工段階認証を受けた業者によってのみ、加工および流通されたことを確実にしなければならない。海外の加工流通業者によって、海外において加工・流通が行われた場合でも、当該のすべての加工流通業者が流通加工段階認証を受けていれば、ロゴマークを使用することができる。
- 2.1.3. 2.1.1.および2.1.2.に記載された認証はその有効期間内であることを確実にしなければならない。
- 2.1.4. 認証事業者は、4.1. に定める手続きに従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

2.2. 認証事業者がロゴマークを非認証物*に貼付する場合：

* 非認証物の例：登り旗、ポスターあるいはレターヘッドなど

2.2.1. 認証事業者は、生産段階認証あるいは流通加工段階認証の取得を強調する目的で、ロゴマークを使用しなければならない。

2.2.2. 認証事業者は、4.1. に定める手順に従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

2.3. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合：

2.3.1. 認証事業者以外の事業者は、ロゴマークを使用する目的が、協議会の目的と事業に抵触しないことを確実にしなければならない。

2.3.2. 認証事業者以外の事業者が、ロゴマークを使用する場合は、4.2. に定める手続きに従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

3. (ロゴマーク使用料)

3.1. 認証事業者がロゴマークを使用する場合：

下記に定めるロゴマークの使用管理手数料（以下「ロゴマーク使用料」という。）を認証機関を通じて協議会に納めなければならない。

生産段階認証（漁業）を受けた事業者

使用動力船合計総トン数	ロゴマーク使用料（年額）
10トン未満（含む無動力船、非使用）	3万円
10トン～1000トン未満	5万円
1000トン以上	10万円

生産段階認証（養殖）、流通加工段階認証を受けた事業者

従業員数	ロゴマーク使用料（年額）
10人未満	3万円
10～300人未満	5万円
300人以上	10万円

注：生産段階認証および流通加工段階認証を受けた認証事業者が認証水産物を消費者に向けて販売する場合は、生産段階認証を受けた事業者のロゴマーク使用料が適用される。

3.2. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合：

協議会からのロゴマーク使用料に関する通知がない限り、その使用は無償とする。

4. (ロゴマークの使用・管理の手続き)

4.1. 認証事業者がロゴマークを使用する場合:

- 4.1.1. 認証事業者は、認証機関から認証書を交付され、認証機関とロゴマーク使用契約を締結した時点から、ロゴマークの使用を開始することができる。
- 4.1.2. 認証事業者は、本規程及びロゴマーク使用契約に定めるところに基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。
- 4.1.3. 認証事業者は、本規程及びロゴマーク使用契約に基づきロゴマーク使用料を、認証機関を通じて協議会に支払わなければならない。
- 4.1.4. 認証事業者は、認証機関の年次審査によって、ロゴマークの使用管理が本規程及びロゴマーク使用契約に基づいて実施されていることを確実にしなければならない。
- 4.1.5. 認証事業者は、認証機関の求めに基づき、ロゴマークが貼付されて出荷・販売された認証水産物の重量及び貼付されたロゴマークの数を、年次審査の際に付属書②により、認証機関に報告しなければならない。

4.2. 認証事業者以外の事業者がロゴマークの使用する場合:

- 4.2.1. 認証事業者以外がロゴマークを使用する場合は、協議会に「ロゴマーク使用許諾申請書・使用計画書(付属書③)」を提出しなければならない。
- 4.2.2. 協議会は、ロゴマークの使用目的が適当であると判断できる場合は、ロゴマークの使用を許諾する。使用の許諾は5営業日以内に行うものとし、もし5営業日以内に許諾の回答ができない場合は、協議会が認証事業者に理由を含め、別途通知を行う。
- 4.2.3. 認証事業者以外の事業者は、協議会からロゴマーク使用料に関する通知がない場合は、協議会から許諾を受けた段階で、ロゴマークの使用を開始することができる。認証事業者以外の事業者は、協議会からロゴマーク使用料の通知があった場合は、協議会から許諾を受け、ロゴマーク使用料を支払った時点から、ロゴマークの使用を開始することができる。
- 4.2.4. 認証事業者以外の事業者は、協議会からの要請があった場合、ロゴマークを使用した製品が完成した段階で、協議会に当該の製品を納入しなければならない。

5. (ロゴマークの仕様)

5.1. ロゴマーク使用者がカラーでロゴマークを使用する場合 :



認証番号 : XXXX



Certification

No.:XXXX

- 5.1.1. ロゴマーク使用者は、上記のロゴマークの下部に、認証番号を表示しなければならない。
- 5.1.2. ロゴマークの使用者は、上記のロゴマークの青色の部分に関しては、大日本インキ（株）標準色DIC2601又は近似色を使わなければならない。
- 5.1.3. ロゴマークの使用者は、上記のロゴマークの黄色の部分に関しては、大日本インキ（株）標準色DIC167又は近似色を使わなければならない。
- 5.1.4. ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用にあたって、地色と明瞭な対比を持たせるようにしなければならない。
- 5.1.5. ロゴマーク使用者は、ロゴマークを拡大または縮小して表示する場合は、拡大・縮小後の縦横の比率が同じでなければならない。
- 5.1.6. ロゴマーク使用者は、必要な場合、協議会からロゴマークの清刷の提供を受けることができる。
- 5.1.7. ロゴマーク使用者は、ロゴマークを他の制度による表示マークと並列して表示することができる。
- 5.1.8. ロゴマーク使用者は、ロゴマークにMELの宣言などを添付することができる。その際に、消費者に優良或いはその他の誤認を与えない様に留意する。

MELの宣言例「海と資源を守ることが認証された漁業で獲られています。」

付随する情報のロゴマークとの位置関係等について、協議会が指示する場合がある。

5.2. ロゴマーク使用者がモノクロでロゴマークを使用する場合：

モノクロ使用時1



認証番号：XXXX



Certification
No.:XXXX

モノクロ使用時2



認証番号：XXXX



Certification
No.:XXXX

- 5.2.1. ロゴマーク使用者は、上記のロゴマークの下部に、認証番号を表示しなければならない。
- 5.2.2. ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用にあたって、色の指定は行わないが、地色と明瞭な対比を持たせる

ようにしなければならない。

- 5.2.3. ロゴマーク使用者は、ロゴマークを拡大または縮小して表示する場合は、拡大・縮小後の縦横の比率が同じでなければならない。
- 5.2.4. ロゴマーク使用者は、必要な場合、協議会からロゴマークの清刷の提供を受けることができる。
- 5.2.5. ロゴマーク使用者は、ロゴマークを他の制度による表示マークと並列して表示することができる。
- 5.2.6. ロゴマーク使用者は、ロゴマークにMELの宣言などを添付することができる。その際に、消費者に優良或いはその他の誤認を与えない様に留意する。

MELの宣言例「海と資源を守ることが認証された漁業で獲られています。」

付随する情報のロゴマークとの位置関係等について、協議会が指示する場合がある。

附 則

この規程は、2017年10月 3日から施行する。

附 則

この規程は、2018年 3月 9日から施行する。

附 則

この規程は、2018年 6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2018年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年 9月26日から施行する。

認証水産物と他の原材料との混合に関する細則

はじめに

マリン・エコラベル・ジャパン（以下「MEL」という。）の認証水産物を販売する場合に、消費者が原材料となる認証水産物を正確に理解できるよう、また優良誤認等を引き起こさないよう表示する必要がある。以下は、流通加工段階認証を受けた事業者が、非認証水産物および非認証製品を混合して、認証水産物を含む製品を製造して MEL のロゴマークを使用する場合の原則を定める。本細則の適用範囲は、人が飲食する、あるいは塗布等により、人体に使用する製品に関する規定を定める。

定義：

- 認証水産物：MEL の生産段階認証によって供給される水産物もしくはそれをを用いた加工品
- 認証事業者：MEL の生産段階認証あるいは流通加工段階認証を取得した事業者
- 非認証水産物：認証漁業以外から供給される水産物もしくはそれをを用いた加工品
- 非認証製品：加工の段階で認証水産物と混合される認証水産物及び非認証水産物以外のすべての製品
- ロゴマーク使用者：非認証水産物および非認証製品を混合した認証水産物を、認証水産物として販売する、または、ロゴマークを貼付して販売する業者

1. 【認証水産物と非認証水産物の混合規定（同魚種）】

ロゴマーク使用者は、認証水産物と同魚種の非認証水産物を混合してはならない。

2. 【認証水産物と非認証水産物の混合規定（異魚種）】

認証水産物と非認証水産物を混合して製品を製造する場合、原則として製品内に含まれる水産物のうち 95%以上が認証水産物であることとする。なお、95%より低い場合、製品内に含まれる水産物の内、認証水産物の魚種名とその割合を表示しなければならない。



「〇〇（魚種名）、〇〇%（割合）」

フォントは MeiryoUI8 ポイント以上を使用し、どの魚種が認証水産物であるかを明示すること。

3. 【認証水産物と非認証製品（水産物以外）との混合規定】

ロゴマーク使用者は、認証水産物と非認証製品（水産物以外）を混合する場合、MEL のロゴマークを但し書きなしに利用することができる。ただし、優良或いはその他の誤認を生じさせないように認証水産物および混合についての説明をつけることが望ましい。

ロゴマーク使用状況の報告

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会
会長 殿

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇（認証事業者名）

本規程4.1.5.に基づき、以下のとおり、ロゴマークを貼付して出荷・販売した認証水産物の重量及び貼付したロゴマークの数を報告する。

■ロゴマークを貼付して出荷・販売した重量及び数量（〇〇年〇月～〇〇年〇月）

認証水産物名：

重量：〇〇kg(t)

ロゴマークの使用数：

※最終消費者に販売した場合は、販売数と出荷数を分けて記載すること。必要に応じて行数を増やして良い。

付属書③

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL)



ロゴマーク使用許諾申請書・使用計画書

年 月 日

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会
会長 殿

住 所
組織名
代表者

④

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL) 認証ロゴマーク使用・管理規程及び利用規約に基づきマリン・エコラベル・ジャパン (MEL) のロゴマーク使用許諾を申請します。

担当者氏名	
連絡先	電話 E-mail
申請日	年 月 日
ロゴマークを使用する製品	
使用目的	

製品全体図*	
--------	--

- * ロゴマークを使用する製品が出版物の場合：ロゴマークに関わる記載の全体を載せること。
- ロゴマークを使用する製品がウェブサイトの場合：ロゴマークを掲載するページ全体のデザインを載せること。
- ロゴマークをテレビ等の番組で使用する場合：ロゴマークをどのような番組で、どのような文脈で利用するかを具体的に記載すること。